

工業標準化法の一部を改正する法律

平成16年6月
経済産業省

1. 法律改正の目的

- (1) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において、法律に基づいて公益法人が国から指定・認定等を受けて行っている検査・検定等の事務・事業については国の関与の在り方を見直し、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関により事務・事業を実施する制度へ移行することとされた。
- (2) このため、工業標準化法に基づく指定・認定制度(JISマーク表示制度及び試験事業者認定制度(JNLA制度))について、事業者や消費者の多様なニーズ、国際的な動向も踏まえつつ、所要の改正を行う。

2. 法律の概要

(1) JISマーク表示制度の変更

上記閣議決定に従い、製造業者等は、国により登録された民間の第三者機関が行う認証を受けることによりJISマークを付することができる制度とする(登録制度及び民間認証)。

主務大臣がJISマーク表示制度の対象となる商品を限定する指定商品制を廃止し、全てのJISに適合した商品について、事業者が自らの判断で、JISマーク又は他の手段によるJIS適合表示を選択できる制度とする。

(2) 試験事業者登録制度

上記閣議決定に従い、試験事業者を国が認定している現行制度を登録制度とする。

指定商品制の廃止に伴い、全てのJISに適合した商品について、自己適合宣言の信用を補完するために登録試験事業者による試験証明書の発給を可能とすることとする。